

## 中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の境界に関する事件の要点

### 第 1 事件の概要

中央防波堤内側埋立地と中央防波堤外側埋立地（既に土地として造成されているが、いまだ公有水面埋立法第 22 条第 2 項の規定に基づく埋立工事のしゅん功認可を受けていない部分が一部あり、当該部分は法的にはいまだ公有水面である。）の境界について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 7 月 18 日に江東区及び大田区から、都知事に対して自治紛争処理委員の調停に付することを求める旨の申請があり、法第 251 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 7 月 20 日、都知事は東京都自治紛争処理委員を任命し調停を付託した。

平成 29 年 10 月 16 日、東京都自治紛争処理委員が江東区及び大田区に対して調停案を提示し受諾を勧告したところ、平成 29 年 10 月 25 日、江東区からは都知事に対して調停案に対する受諾書が提出された一方、平成 29 年 10 月 30 日、大田区からは調停案を受諾しないことを決定した旨を通知するとともに、江東区に対して境界確定訴訟を提起するための議案を提出し区議会で可決したことを申し添える文書が提出された。

これを受けて、東京都自治紛争処理委員は調停による解決の見込みがないと認め、平成 29 年 11 月 13 日、法第 251 条の 2 第 5 項の規定に基づき、都知事の同意を得て調停を打ち切った。

### 第 2 調停申請に至るまでの経過

#### 1 中央防波堤内側埋立地が造成された経緯

- (1) 東京都（以下「都」という。）では、昭和 46 年、杉並清掃工場建設問題を契機に、ごみ問題がごみ戦争と呼ばれるほど、重大な都市問題として顕在化してきた。このため、都知事は、同年 11 月、都ごみ対策専門委員会にその対策を諮問した。同委員会は、昭和 47 年 1 月、処分地を中央防波堤内外及び羽田沖に求めること、ごみ減量化の措置を講ずること、当面中央防波堤内側への輸送を確保することなどとする「ごみ対策の基本的あり方に関連する緊急措置について」を提言した。
- (2) 都は、昭和 47 年 5 月 12 日から同年 8 月 24 日までの港湾問題都区協議会において、関係 5 区（中央区、港区、江東区、品川区、大田区）に対し、中央防波堤内側埋立計画及び土地利用計画を提案した。

- (3) 都は、昭和 47 年 6 月 26 日、東京港第 2 次改訂港湾計画を一部変更し、埠頭用地・都市再開発用地等の需要に対応するため中央防波堤内側に約 188ha の埋立てをすることとした。
- (4) 都知事は、昭和 48 年 3 月 31 日、「埋立ての免許を受けた者」を都、「埋立ての場所」を東京都江東区有明二丁目地先公有水面中央防波堤内側埋立地とする等の公有水面埋立てを免許した。都知事は、昭和 63 年 3 月 15 日から平成 8 年 11 月 25 日までに、「しゅん功認可を受けた者」を都、「埋立区域」の位置を東京都江東区二丁目地先公有水面（中央防波堤内側埋立地）、面積を合計 1,878,890.76 m<sup>2</sup>とする公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。
- (5) また、都知事は、平成 22 年 12 月 3 日、「埋立ての免許を受けた者」を国土交通省関東地方整備局、「埋立ての場所」を東京都江東区青海三丁目南側地先公有水面とする中央防波堤内側埋立地北側の埋立てを免許し、平成 25 年 3 月 29 日及び平成 26 年 3 月 18 日にしゅん功面積を合計 13,708.00 m<sup>2</sup>とする公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。これにより中央防波堤内側埋立地北側は、中央防波堤内側埋立地の一部となり、中央防波堤内側埋立地のしゅん功面積は、合計 1,892,598.76 m<sup>2</sup>となった。

## 2 中央防波堤外側埋立地が造成された経緯

- (1) 都ごみ対策専門委員会は、昭和 47 年 12 月、都知事の前記昭和 46 年 11 月の諮問に対し、「当面の処分地対策としては、東京地先水面の一部を利用することはやむをえないものとする」として、中央防波堤外側と羽田沖に約 800ha 程度の埋立地を考えることが適当と提言した。
- (2) 都は、昭和 48 年 12 月の港湾問題都区協議会において、関係 5 区（中央区、港区、江東区、品川区、大田区）に対し、中央防波堤外側埋立地及び羽田沖の埋立計画を提案した。
- (3) 都は、昭和 49 年 1 月、東京港第 2 次改訂港湾計画を一部変更し、中央防波堤外側約 314ha に廃棄物処分場を建設する計画を決定した。
- (4) 都知事は、昭和 49 年 7 月 22 日、「埋立ての免許を受けた者」を都、「埋立ての位置」を東京都江東区有明二丁目南側地先公有水面、「埋立ての区域」を中央防波堤外側その 1 埋立地及び中央防波堤外側その 2 埋立地（新海面処分場埋立地（Aブロック）を挟んで西側が「その 1 埋立地」、東側が「その 2 埋立地」で、以下、両埋立地を併せて「中央防波堤外側埋立地」という。）とする等の公有水面埋立てを免許した。
- (5) 都知事は、平成 9 年 7 月 17 日から平成 28 年 4 月 28 日までに、「しゅん功認可を受けた者」を都、「埋立区域」の位置を東京都江東区青海二丁目南側地先中央防波堤外側公有水面、しゅん功面積を合計 1,922,403.15 m<sup>2</sup>とする公有水

面埋立工事のしゅん功を認可した。ただし、埋立てが免許された中央防波堤外側埋立地のうち、1,217,448.40 m<sup>2</sup>は現時点では未しゅん功である。

したがって、現時点における中央防波堤外側埋立地の面積は、未しゅん功の部分を含めると3,139,851.55 m<sup>2</sup>である。

### 3 中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の境界に関する調停申請の経緯

- (1) 中央区、港区、江東区、品川区及び大田区は、昭和48年10月27日付け「中央防波堤内側埋立地における事務処理に関する覚書」により、「1 中央防波堤内側埋立地における特別区の処理すべき事務は、暫定的に江東区において処理するものとする。2 この措置は、中央防波堤内側埋立地の帰属決定までの暫定措置として行なうものであり、これによつて今後の帰属決定問題には、なんら影響を及ぼすものではないこと。」等を合意した。
- (2) 中央区、港区、江東区、品川区及び大田区は、昭和63年7月1日付け「中央防波堤外側埋立地の事務処理等に関する覚書」により、「1 中央防波堤外側埋立地における特別区の処理すべき事務は、暫定的に江東区において処理するものとする。なお、この措置は、中央防波堤外側埋立地の帰属決定までの暫定措置として行うものであり、これによって今後の帰属決定問題には、なんら影響を及ぼすものではないこと。2 中央防波堤埋立地の所属区の決定については、中央防波堤内側埋立地第2工区が竣功した段階で改めて協議するものとする。」等を合意した。
- (3) 中央区、港区、江東区、品川区及び大田区は、平成14年10月15日付け「中央防波堤埋立地の帰属協議の合意事項」により、「1 帰属協議の範囲については、中央防波堤内側埋立地及び外側埋立地を一体とすること。」等を合意した（以下中央防波堤内側埋立地と中央防波堤外側埋立地を併せて「中央防波堤埋立地」という。）。
- (4) 中央区、港区、江東区、品川区及び大田区は、平成14年12月5日の「中央防波堤埋立地帰属協議等に関する確認事項」により、「中央区、港区及び品川区が、中央防波堤埋立地の帰属主張を取り下げたことに伴い、以下の事項を確認する。1 江東区及び大田区は、帰属問題について別途協議する。」こと等を確認した。
- (5) 江東区及び大田区は、その後、中央防波堤埋立地の帰属に関して協議を重ねたが、合意に至らなかった。
- (6) 江東区は、法第9条第1項の規定に基づき、都知事に対し、平成29年7月18日付けの調停申請書により、中央防波堤埋立地の帰属に関し、自治紛争処理委員による調停を申請した。江東区は、同調停申請書において、調停事項とし

て「中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の公有水面を含む全ての区域は、江東区に帰属することの確認を求める。」としている。

- (7) 大田区は、法第9条第1項の規定に基づき、都知事に対し、平成29年7月18日付けの調停申請書により、中央防波堤埋立地の帰属に関し、自治紛争処理委員による調停を申請した。大田区は、同調停申請書において、調停事項として「大田区と江東区の間には中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地が存し、これらの土地に係る両区の境界は確定しておらず、中央防波堤埋立地は所属未定の状態となっている。本調停申請は、中央防波堤埋立地を大田区に帰属させることを求めるものである。」としている。

### 第3 調停の経過及び結果

#### 1 調停の付託

平成29年7月20日、法第251条の2第1項の規定に基づき、中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の境界に関して、都知事が泉徳治、木村俊介及び佐瀬正俊を東京都自治紛争処理委員に任命し調停を付託した。

#### 2 調停の経過

東京都自治紛争処理委員は、中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の現地調査や両区から提出された資料の調査を行い、両区長及び両区議会議長に出頭及び陳述を求め質疑応答を実施するなどして、法第251条の2第3項の規定に基づき調停案を作成し、平成29年10月16日、江東区及び大田区に対して調停案を提示し受諾を勧告した（別添「調停案及びその理由」参照）。そして、同日、同条第4項の規定に基づき、都知事へ調停案の写しを添えてその旨を報告するとともに、同条第3項の規定に基づき調停案を公表した。

#### 3 調停の結果

平成29年10月25日、江東区からは都知事に対して調停案に対する受諾書が提出された一方、平成29年10月30日、大田区からは東京都自治紛争処理委員に対して調停案を受諾しないことを決定した旨を通知するとともに、江東区に対して境界確定訴訟を提起するための議案を提出し区議会で可決したことを申し添える文書が提出された。

これを受けて、東京都自治紛争処理委員は調停による解決の見込みがないと認め、平成29年11月13日、法第251条の2第5項の規定に基づき、都知事の同意を得て調停を打ち切った。